

知って!

活用!

# 新 非営利 法人制度

平成20年12月1日施行

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律がスタートします



# はじめに

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が制定された背景

明治29年の民法の制定以来、税制上の優遇措置を受けることができる公益法人(社団法人、財団法人)を設立するには、主務官庁による設立の許可が必要とされ、「法人格の取得」、「公益性の判断」、「税制上の優遇措置」が一体となっていました。

そのため、法人設立が簡便でなく、また、公益性の判断基準が不明確であったり、営利法人類似の法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題が生じているとの指摘がありました。

また、平成10年の特定非営利活動促進法(NPO法)の制定、平成13年の中間法人法の制定により、営利(剰余金の分配)を目的としない社

団について法人格取得の機会が拡大されてきましたが、特定非営利活動法人を設立するには行政庁の認証が必要とされていますし、いずれも社団のみに関する制度であるという問題がありました。

平成20年12月1日から施行される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」は、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針の下、営利(剰余金の分配)を目的としない社団と財団について、法人が行う事業の公益性の有無に関わらず、登記のみによって簡便に法人格を取得することができる法人制度を創設したものです。



# 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」のポイント!!

## POINT 1 一般社団法人及び一般財団法人が行うことができる事業に制限はありません

一般社団法人及び一般財団法人が行うことができる事業に制限はありません。そのため、公益事業を行う団体だけでなく、町内会、同窓会、サークルなど、非公益かつ非営利の事業を行う団体、更には収益事業を行う団体も含め、自由で自律的な活動が可能です(幅広い活動範囲)。



## POINT 2 簡易な設立要件

一般社団法人は、社員となろうとする者が2人以上集まることにより、一般財団法人は、設立者が300万円以上の財産を拠出することにより、設立できます。



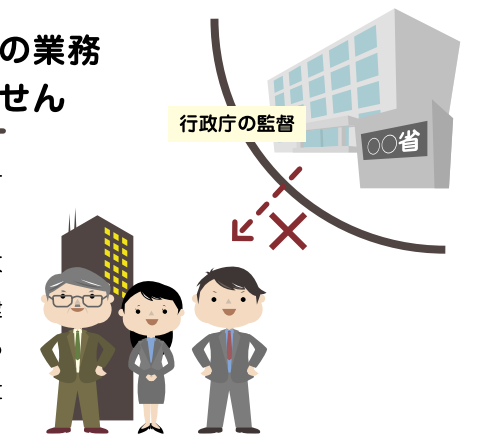
## POINT 3 非営利性の確保

定款をもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできません。



## POINT 4 行政庁が一般社団法人及び一般財団法人の業務運営全体について監督することはありません

主務官庁制の廃止により、行政庁が一般社団法人及び一般財団法人の業務・運営全体について一律に監督することはありません。社会や市場における契約主体として、取引相手に不測の損害を与えないという観点も含め、法人の自主的、自律的な運営を確保するため、最低限必要な機関(理事の任務や責任の明確化)や透明性の向上(財務状況の開示)に関する事項が法定されています。



### 難しい用語辞典

「非営利」の法人とは  
どういう意味?

「非営利」には、①「剰余金の分配を目的としない」という意味と、②「利益を追求しない」・「収益事業を行わない」といった意味がありますが、「一般社団法人と一般財団法人は非営利法人である」と説明する場合の「非営利」は①の意味を指します。



### 難しい用語辞典

「社員」とは  
どういう意味?

一般社団法人の「社員」とは、「団体の構成員」に近い意味であり、「会社員」や「従業員」という意味ではありません。一般社団法人の「社員」の資格に関する事項(例えば、「〇〇大学の卒業生であること」)は定款に記載されます。

# 法人格取得のメリット ～みなさんの団体を社会的信用のある法人に～

## MERIT 1 団体（法人）自体の名義で 銀行口座の開設や不動産などの財産の登記、登録が可能となります。

法人の構成員とは切り離された、団体（法人）自体の名義で銀行口座の開設や不動産などの財産の登記、登録が可能となり、対外的な権利義務関係が明確になります注。

**注** 代表者や構成員の名義のままでは、代表者等の死亡や交替ごとに名義の書換えを余儀なくされるほか、内紛が生じた場合には、団体の固有財産と代表者等の個人財産との分別が不明瞭になりやすく、トラブルが一層深刻となるおそれがあります。



## MERIT 2 私法上の取引主体としての地位が確保され、 法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができます

団体（法人）の存在が登記によって公示されることにより、法人と社員、社員相互の権利義務関係、法人の役員の任務や責任などが明確となることから、私法上の取引主体としての地位が確保され、法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができます注。

**注** 登記のない団体と取引をする場合、代表者の資格の確認方法が一義的でなく、相手方にとって、団体との取引であるのか、代表者個人との取引であるのかが不分明となるおそれがあります。



# 現行の公益法人は、5年間の移行期間内に移行の申請をする必要があります。

## 移行期間の満了の日までに移行が認められなかったり移行の申請をしなかった公益法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされます。

一般社団法人及び一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人又は公益財団法人の認定を受けることができ、認定を受けると「公益社団法人」「公益財団法人」との名称を使用することができ、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けることができます。

現行の公益法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日(平成20年12月1日)から5年間の移行期間内に、公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定の申請をするか、一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可の申請をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。

申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。

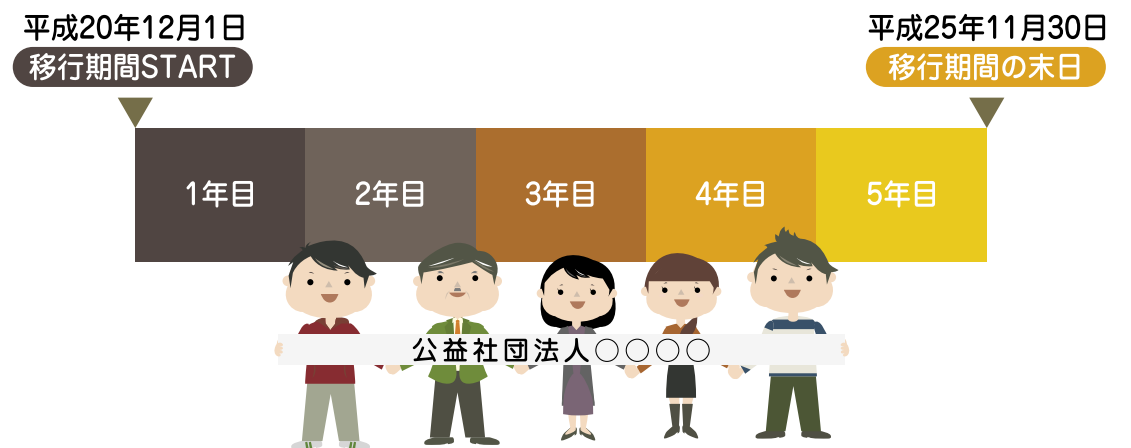
なお、現行の公益法人を一般社団法人又は一般財団法人に移行する場合には、純資産を基礎として算定した額(公益目的財産額)に相当する金額を公益の目的のために支出するための計画(公益目的支出計画)を作成しなければいけません。

また、移行期間の満了の日までに移行が認められなかつ

た公益法人や移行の申請をしなかった公益法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされます。

なお、一般社団法人及び一般財団法人制度においては主務官庁制が廃止され、行政庁が一般社団法人及び一般財団法人の業務・運営全体について一律に監督することがないため、法人の構成員である社員等による自律的なガバナンスの必要性が高まります。そのため、現行の公益法人が認定又は認可を受けた後は、法人の健全な運営を確保するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された機関の任務や責任等に関する事項に従うこととなります。例えば、代表理事が理事、監事又は評議員を選任することはできませんし、理事や法人の使用人が監事や評議員を兼ねることはできません。また、理事会を設置する法人は、理事会を少なくとも3か月に1回以上(定款の定めにより「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」とすることができず)開催し、業務を執行する理事がその職務の執行状況を理事会に報告しなければいけません。理事会は、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職等を行います。

公益認定や公益法人の移行に関する詳細については、内閣府公益認定等委員会のホームページ(<http://www.cao.go.jp/picc/index.html>)などを参照下さい。



**難しい用語辞典** 「社団」とは  
どういう意味?

「社団」とは、簡単に言えば、人の集合体で団体としての組織があるもののことです。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき、人の集合体である「社団」に法人格を付与したものが「一般社団法人」となります。

**難しい用語辞典** 「財団」とは  
どういう意味?

「財団」とは、簡単に言えば、一定の目的の下に結合された財産の集合体のことです。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき、300万円以上の価額の財産の集合体である「財団」に法人格を付与したものが「一般財団法人」となります。





## 一般社団法人 一般財団法人

# Q&A



### Q1

#### 一般社団法人及び一般財団法人が行うことのできる事業について、何らかの制限はありますか？

一般社団法人及び一般財団法人が行うことができる事業に制限はありません。

そのため、一般社団法人や一般財団法人が行うことができる事業については、公益的な事業はもちろん、町内会・同窓会・サークルなどのように、構成員に共通する利益を図ることを目的とする事業（共益的な事業）を行うこともできますし、あるいは、収益事業を行うことも何ら妨げられません。一般社団法人と一般財団法人が収益事業を行い、その利益

を法人の活動経費等に充てることは、何ら差し支えありません。ただし、株式会社のように、営利（剰余金の分配）を目的とした法人ではないため、定款の定めをもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできません。



### Q2

#### 「一般社団法人」、「一般財団法人」とは何ですか？

「一般社団法人」、「一般財団法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された社団法人と財団法人のことを指します。一般社団法人と一般財団法人は、設立の登記をすることによって成立する法人です。



### Q3

#### 一般社団法人の社員は何人以上必要ですか？

設立に当たっては、2人以上の社員が必要です。設立後に、社員が1人になってもその一般社団法人は解散しませんが、社員が欠けた場合（0人となった場合）には、解散することになります。

2人以上で設立可能



### Q4

#### 「中間法人法」に基づいて設立された法人はどうなるのですか？

中間法人法（平成13年法律第49号）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日（平成20年12月1日）に廃止され、既存の中間法人は、一般社団法人に移行することとなります注。

**注** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日（平成20年12月1日）に既に設立されている有限責任中間法人は、その日以後は、何らの手続を要しませんが、当然に一般社団法人となって存続し、原則として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用を受けることとなります。

法人の名称については、施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までの間に、定款を変更して「一般社団法人」という文字を含む名称へと変更し、これに基づいて名称の変更の登記をしなければなりません。

無限責任中間法人は、施行日以後は一般社団法人として存続しますが、従前のとおり、原則として中間法人法における無限責任中間法人に関する規律の適用を受けます。施行日から起算して1年を経過する日までの間に、債権者保護手続や理事の選任等を行った上で、通常一般社団法人への移行をすることができますが、移行手続を了し、その旨の登記の申請をしないときは、施行日から1年を経過した時に解散したものとみなされます。

### Q5

#### 法人が一般社団法人の社員になることはできますか？また、法人が一般財団法人の設立者や評議員になることはできますか？

法人は、一般社団法人の社員になることができますし、一般財団法人の設立者となることもできます（当然のことながら、遺言による財団の設立はできません）。これに対し、法人は、一般財団法人の評議員になることはできません。

### Q6

#### 一般社団法人を設立するには、どのような手続が必要ですか？

一般社団法人を設立する際の、手続の流れは次のとおりです。なお、①及び②は設立時社員（法人成立後最初の社員となる者2名以上）が行います。

- ① 定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- ② 設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人を置く場合は、これらの者も）の選任を行う。
- ③ 設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う。
- ④ 法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

### Q7

#### 一般財団法人を設立するには、どのような手続が必要ですか？

一般財団法人を設立する（遺言による設立は除く）際の、手続の流れは次のとおりです。なお①及び②は設立者（財産を拠出して法人を設立する者1名以上）が行います注。

- ① 定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- ② 設立者が財産（価額300万円以上）の拠出の履行を行う。
- ③ 定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事（設立時会計監査人を置く場合はこの者も）の選任を行う。
- ④ 設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。
- ⑤ 法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

**注** 遺言によっても一般財団法人を設立することが可能です。その場合、遺言で一般財団法人を設立する意思表示し、定款に記載すべき内容を遺言で定め、遺言執行者が遺言の内容の実現（遺言の執行）を行います。遺言執行者は、遺言に基づいて遅滞なく定款を作成して公証人の認証を受け、一般財

団法人成立までに必要な事務を行い、代表理事が、一般財団法人の設立登記の申請を行います。



### Q8

#### 現行の公益法人（社団法人及び財団法人）はどうなるのですか？

現行の公益法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日（平成20年12月1日）以後、一般社団法人及び一般財団法人として存続することとなりますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用に当たっては広範な経過措置が設けられており、実質的には、現行の公益法人と変わりません。このような法人を法律上「特例民法法人」と呼んでいます。通常の名称は、これまでどおり「社団法人～」「財団法人～」でかまいません。現行の公益法人は、施行日から5年間の移行期間内に、公

益社団法人又は公益財団法人への移行の認定の申請をするか、一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可の申請をする必要があり、移行期間の満了の日までに移行が認められなかった公益法人や移行の申請をしなかった公益法人は、移行期間の満了の日解散したものとみなされます。



裏へ続く

## Q9

## 理事、監事、評議員はどのように選任するのですか？

理事と監事は、一般社団法人の場合は「社員総会」で選任し、一般財団法人の場合は「評議員会」で選任しなければいけません。評議員は、「定款に定めた方法」に従って選任しなければいけません。理事や理事会が評議員を選任

することはできません。理事は、監事や評議員を兼ねることはできません。監事も評議員を兼ねることはできません。法人の使用人は、監事や評議員になることはできません。

## Q10

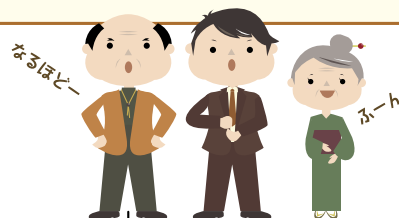
## 一般社団法人には、どのような機関が置かれるのですか？

一般社団法人には、社員総会のほか、少なくとも1人は業務執行機関としての理事を置かなければなりません。また、それ以外の機関として、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができます。

理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を置かなければなりません。

大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般社団法人）は、会計監査人を置かなければなりません。よって、一般社団法人の機関設計は次の5通りとなります。

- ① 社員総会＋理事
- ② 社員総会＋理事＋監事
- ③ 社員総会＋理事＋監事＋会計監査人
- ④ 社員総会＋理事＋理事会＋監事
- ⑤ 社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人



## Q11

## 一般財団法人には、どのような機関が置かれるのですか？

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます。

大規模一般財団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般財団法人）は、会計監査人を置かなければなりません。よって、一般財団法人の機関設計は次の2通りとなります。

- ① 評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事
- ② 評議員＋評議員会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般財団法人



問い合わせ先は・・・

法務省民事局参事官室

東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3580-4111 (代)

ホームページ <http://www.moj.go.jp>

内閣府公益認定等委員会ホームページ <http://www.cao.go.jp/picc/index.html>

